平成３０年（再イ）第１３号
岡山市東区瀬戸町瀬戸563番地８
再生債務者　石原　敏生
１　決議に付する再生計画案　平成30年６月６日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月29日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月29日まで
平成30年６月８日
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（再イ）第１４号
岡山市東区瀬戸町瀬戸563番地８
再生債務者　石原　裕子
１　決議に付する再生計画案　平成30年６月６日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月29日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月29日まで
平成30年６月８日
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（再イ）第４６号
北九州市八幡西区永犬丸東町３丁目19番23号
再生債務者　市丸　　努
１　決議に付する再生計画案　平成30年６月４日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月29日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月29日まで
平成30年６月８日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（再イ）第１９号
広島県江田島市能美町鹿川2874番地５
再生債務者　徳永　勝司
１　決議に付する再生計画案　平成30年５月29日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月４日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月４日まで
平成30年６月６日　　広島地方裁判所呉支部

平成３０年（再イ）第３号
広島県呉市郷原野路の里１丁目30番１号
再生債務者　川上　武志
１　決議に付する再生計画案　平成30年５月23日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月４日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月４日まで
平成30年６月６日　　広島地方裁判所呉支部

平成３０年（再イ）第２号
広島市東区山根町25番１―302号
再生債務者　木下　　満
１　決議に付する再生計画案　平成30年６月１日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月５日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月５日まで
平成30年６月７日
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第３９号
青森市青柳１丁目７番７号
再生債務者　小野　晃靖
１　決議に付する再生計画案　平成30年５月25日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月６日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月６日まで
平成30年６月８日
青森地方裁判所民事部再生係

平成３０年（再イ）第６号
広島県呉市西中央１丁目４番15―605号
再生債務者　林　　勇次
１　決議に付する再生計画案　平成30年６月４日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月６日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月６日まで
平成30年６月８日　　広島地方裁判所呉支部

平成３０年（再イ）第９号
青森県三戸郡三戸町大字斗内字森ノ上48番地２（前住所）青森県三戸郡三戸町大字川守田字中屋敷３番地21
再生債務者　荒屋　裕悦
１　決議に付する再生計画案　平成30年６月４日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月13日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月13日まで
平成30年６月８日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２４年（再イ）第７０５号
東京都練馬区豊玉北２―12―15―410（住民票上の住所）東京都練馬区旭丘１―71―４（認可決定時の住所）東京都板橋区中丸町59―５―503
再生債務者　伊地知孝史（認可決定時の姓鈴木）
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成25年５月28日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成30年６月５日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第２０８号
千葉県千葉市若葉区桜木２丁目16番17号
再生債務者　小川亜利こと　ガーデリ　タフレシ　アリレザ
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成30年６月５日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（再イ）第１１号
兵庫県尼崎市北大物町16番３号
再生債務者　東野アルミこと　東野　翔馬
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成30年６月５日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成３０年（再イ）第６号
静岡県御殿場市御殿場55番地　田中屋ビル203
再生債務者　西村　宗也
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成30年６月６日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（再イ）第５２号
兵庫県川西市赤松字二通り235番地
再生債務者　中西　　貞
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成30年６月７日　神戸地方裁判所伊丹支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第１０号
神奈川県高座郡寒川町宮山1003番地３　グランドゥール102号
再生債務者　宮良　武和
１　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年６月29日まで
４　一般異議申述期間　平成30年７月13日から平成30年７月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（再ロ）第１２号
神奈川県茅ヶ崎市南湖４丁目15番25号
再生債務者　吉村　拓哉
１　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年７月３日まで
４　一般異議申述期間　平成30年７月17日から平成30年７月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（再ロ）第９号
東京都国立市富士見台１丁目15番地の７パテラ国立603
再生債務者　瓜谷　博幸
１　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年７月６日まで
４　一般異議申述期間　平成30年７月20日から平成30年８月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部